

## 「住宅用太陽光発電設備等の共同購入支援事業」業務仕様書

この「住宅用太陽光発電設備等の共同購入支援事業」業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、兵庫県（以下「甲」という。）と共同で甲の区域内において実施する「住宅用太陽光発電設備等共同購入支援事業」（以下「本事業」という。）の取り組む業務内容を示すものであり、本事業を実施する事業者（以下「支援事業者」という。）は、この仕様書に定める事項について適正に履行すること。

### **1. 事業の概要**

本事業は、太陽光発電設備等の導入希望者を募り自治体も広報に協力することにより、スケールメリット及び営業費の削減による価格低減と施工事業者の適格性等の審査による品質確保を行い、太陽光発電設備等の普及拡大を図る事業である。

なお、兵庫県は、共催または協力する市町とも連携の上、ホームページ等を活用し、本事業に関する広報等の支援を行うものとする。

### **2. 事業スケジュール**

事業の実施時期（協定初年度(令和8年度)）

購入希望者の募集開始	令和8年2月上旬頃
施工事業者の決定	令和8年2月下旬頃
購入希望者の募集終了	令和8年9月中旬頃
購入希望者への購入意思の確認締切	令和8年10月下旬頃
太陽光発電・蓄電池設備の設置工事期限	令和9年6月下旬頃

※令和9年度以降のスケジュールは、甲と支援事業者との協議により決定すること。

※資源エネルギー庁の審査等やむを得ない理由により、期限までに工事完了が困難な場合は、工事完了予定時期を甲へ報告のうえ、購入者へ説明を行うこと。

※再生可能エネルギー固定価格買取制度においては、事業実施年度中に事業計画の認定取得可能なスケジュールとすること。

### **3. 業務内容**

下記の内容について、随時県と協議の上、決定及び実施するものとする。

#### (1) 実施体制の構築及び統括責任者等の選任について

ア. 当該事業を共催する県内市町（以下、「共催市町」という。）、甲と原則として覚書を締結すること。

イ. 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を実施すること。

ウ. 業務の実施に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、業務管理について責任を負える者とする。

エ. 購入希望者からの問い合わせ及び苦情に対し、迅速かつ適切に対応するための窓口（以下「カスタマーサポートセンター」という。）においては、業務責任者を選任すること。

業務責任者は、業務を主導する立場として、業務の実施について専門的な知見を有する者とする。

オ. 施工事業者が行う設置業務に対して、その施工状況を確認する業務責任者を選任すること。

業務責任者は、その安全性、確実性を担保する必要があることから、専門的な知見を有する者とする。

カ. 実施体系図（兵庫県・共催市町、支援事業者、設置事業者、導入希望者及び関係事業者等、本事業の実施体制をまとめたもの）を作成すること。（任意様式）

## (2) 購入希望者へ提供する商品プラン作成及び見積書の提供について

ア. 購入希望者へ提供するプランは、「太陽光発電設備」、「太陽光発電設備及び蓄電池設備」及び「蓄電池設備」の3プランとし、太陽光発電設備及び蓄電池設備の種類、性能等を示したプランとすること。

イ. 購入希望者の屋根の情報により作成した概算見積書を購入希望者へ提出し、個別の見積書の作成を希望するか確認すること。

なお、概算見積書の提出の際は、購入希望者が一般的な料金プランと比較して、容易に判断できるよう配慮すること。（例：平均的な家の大きさでの太陽光発電および蓄電池設備の設置に係る購入価格例の提示や、資源エネルギー庁による太陽光発電設備等の平均価格と購入価格例との比較の提示など）

ウ. 余剰電力の売電方法等について、購入希望者が選択できるようにすること。

エ. 購入希望者が個別の見積書作成を希望した場合、その時に初めて購入希望者の全情報を施工事業者へ提供できるものとし、施工事業者は現地調査を行い、購入希望者へ個別の見積書を提出すること。

オ. 個別の見積書提出に当たり、契約内容等について、施工事業者は十分に情報提供を行い、購入希望者へ最終的な購入意思の確認をすること。なお、重点対策加速化事業による補助金活用が可能な場合には、当該事業の要件、補助金等についても説明すること。

カ. 購入を決めた購入希望者（以下「購入者」という。）と施工事業者との間で、契約が円滑に行われるように必要なサポートを行うこと。

## (3) 広告宣伝、購入希望者の募集

ア. 購入希望者は、甲の区域内で住宅等に太陽光発電設備又は蓄電池設備を設置する者とし、購入希望者を対象とした効果的な広告宣伝を行うこと。

イ. 広告宣伝の内容については、甲及び共催市町と協議して定めるものとする。また、チラシやポスター等の電子データはいずれも二次利用が可能なものとする。

ウ. 甲及び共催市町が有する広告媒体を活用する場合には、広報用の資料等を提供し、募集広告を掲載すること。なお、デザインや印刷等にかかる経費は支援事業者負担とする。

エ. マスコミ等の取材申込みがあった場合は、原則として甲へ事前に了解を得ること。

オ. 購入希望者の募集期間中に、市民に対して説明する機会を設けること。オンラインセミナー等、状況に応じた方法を採用すること。

(4) ホームページの構築及び運営

- ア. 本事業に係る総合サイト（以下「総合サイト」という。）の構築、運用、メンテナンスを行うこと。
- イ. 総合サイトを使用して購入希望者及び施工事業者の受付を行うこと。
- ウ. 総合サイトの構築、運用、メンテナンスを行う場合は、セキュリティ対策を行うこと。

(5) 施工事業者の公募及び選定等

- ア. 太陽光発電・蓄電池設備の安全かつ確実に設置できる施工事業者を入札により選定するため、施工事業者の入札選定基準（以下「選定基準」という。）を作成することとし、特に入札方法については、中立性・透明性を保つように制度設計すること。
- イ. 選定基準を満たした事業者により公募を行い、最も安価な入札を行った事業者を施工事業者として選定すること。
- ウ. 入札価格については、施工費及びその他諸経費を含む工事に係る一切の費用とし、電力会社に対する接続契約申請、再生可能エネルギー固定価格買取制度の事業計画認定申請等の必要な手続きに係る費用を含むこと。
- エ. 施工業者の選定に当たっては、県内の事業者が多く参加できるよう十分配慮すること。
- オ. 選定基準には、次の内容を含めること。
  - (ア) 支援事業者と資本関係又は人的関係にある事業者は入札に参加できないこと。
  - (イ) 経営実績が健全であること。
  - (ウ) 契約履行能力があること。
  - (エ) 施工に伴う瑕疵担保責任に関する保険に加入していること。  
(生産物賠償責任保険等)
  - (オ) 施工に関する損害への保険に加入していること。（工事保険等）
  - (カ) 兵庫県県力団排除条例第2条第1号及び第2号並びに第3号に該当しないこと。
  - (キ) 関係法令を遵守すること。
- カ. 施工事業者選定の入札結果は、速やかに甲へ報告し、公表すること。
- キ. 支援事業者は施工事業者との間で、本事業を遂行するために必要な事項を定めた契約を締結すること。また、契約書には次の内容を明記すること。
  - (ア) 施工事業者が選定基準を満たしている事業者という旨
  - (イ) 設置工事期限について
  - (ウ) 個人情報保護について
  - (エ) 関係法令の遵守について
  - (オ) 支援事業者と施工事業者間の責任の区分について
- ク. 施工事業者の選定にあたっては、全県一括で入札を行い、施工事業者決定後に施工事業者や導入希望者の分布等を勘案の上、エリア分割を行うこと。
- ケ. 施工事業者が設置する太陽光発電設備は、JETPvM認証やTUV認証又はそれと同等の認証を

取得しており、固定価格買取制度を適用するための太陽光パネル等の型式登録（A登録）に登録されているものであること。

- コ. 施工に関する苦情やトラブル等が発生した場合は、施工事業者が誠意をもって対応すると共に、苦情やトラブル等が発生した日時、場所、内容等を記録し、支援事業者へ報告することとし、必要に応じて、支援事業者と連携して対応すること。
- サ. 施工に関する苦情やトラブル等が発生した場合は、速やかに甲へ報告すること。

#### (6) 問合せ対応

- ア. 問合せ及び苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、カスタマーサポートセンターの設置及び運用を行うこと。
- イ. 本事業に関する問合せ及び苦情については、全てカスタマーサポートセンターで対応すること。
- ウ. カスタマーサポートセンターで問合せ及び苦情へ対応する者への業務研修を行うこと。
- エ. 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。
- オ. 甲に対して問合せ及び苦情があった場合は、速やかにカスタマーサポートセンターが対応を引き継ぐこと。
- カ. 問合せ及び苦情が発生した日時、場所、内容等を記録して、甲へ報告すること。

#### (7) 太陽光発電・蓄電池設備の施工検査

- ア. 太陽光発電・蓄電池設備を安全かつ確実に設置するため、施工事業者が行う設置業務に対して、その施工状況を確認し、必要に応じて指導及び是正指示を行うこと。
- イ. 施工事業者の工事について、第三者機関により施行中及び施工後の検査を行うこと。
- ウ. 第三者機関は次の要件を満たすこと。
  - (ア) 太陽光発電・蓄電池設備について、点検及び検査業務を行っていること。
  - (イ) 支援事業者及び施工事業者と利害関係にないこと
  - (ウ) 検査実施者は建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有する者を配置すること。

#### (8) アンケート調査

- ア. 購入希望者等を対象としたアンケート調査票を作成し、回収、集計、分析を行うこと。また、アンケート回収率を上げる取組を実施すること。
- イ. アンケート内容については、甲と協議の上、決定すること。
- ウ. アンケートの分析結果は、甲に個人を特定できない形で共有すること。

#### (9) 本事業の収益

支援事業者の収益は施工事業者から得る契約件数に応じた手数料とする。

なお、手数料の金額は施工事業者が回避したと認められる営業費等を基礎とした合理的な範囲で設定することとし、購入者から直接利益を得る行為は禁止する。

#### **4. 事業報告及び点検**

支援事業者は、事業終了後 1ヶ月以内に、下記に掲げる報告書類を甲へ提出すると共に、内容について点検を受けなければならない。

- (1) 実績報告書（事業の実施状況、収支状況、広告宣伝の実績等）
- (2) チラシ等広告宣伝に係る作成物及びその電子データ
- (3) アンケート等の集計結果
- (4) 甲が、本事業の点検にあたり提出を求める資料

#### **5. その他**

- (1) 支援事業者は、本事業の実施により知り得た情報について、本事業遂行以外の目的で利用してはならない。
- (2) 事業成果物に係る全ての著作権は、甲に帰属するものとする。
- (3) 事業成果物に含まれる支援事業者又は第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）の著作権は、個々の著作者に帰属するものとする。
- (4) 納入される事業成果物に既存著作物が含まれる場合は、支援事業者が当該既存著作物の使用に必要な費用及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うものとする。
- (5) 支援事業者は、関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (6) 支援事業者は、事業実施に伴うリスクに対して未然に対策を講じて、適切に対処すること。また、本事業の実施に際し、支援事業者の責めに帰すべき事由により甲、施工事業者又は購入希望者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 仕様書の内容について疑義が生じた場合又は、本事業に係る業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲と協議の上、業務を進めることとする。